

概説： ウズベキスタン共和国およびカザフスタン共和国における有限責任会社法

松嶋 希会 (KIE MATSUSHIMA)

弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

要約

ウズベキスタンとカザフスタン両国は、1991 年まで 60 年以上、ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連邦」という。)を構成していたこと、また、1991 年のソ連邦崩壊後の法整備にモデル法を活用したことから、法制には共通点が多い。もっとも、両国は、1991 年以降、独立した別の国として発展してきており、20 年以上が経過した現在、社会経済、法制に差異が生じていることは当然である。本稿では、両国で広く普及している会社形態である有限責任会社に焦点を当て、その共通点・相違点を概説する。

ウズベキスタン共和国およびカザフスタン共和国における有限責任会社法

1 和訳の改訂にあたり

今般掲載するウズベキスタン共和国(以下「ウズベキスタン」という。)およびカザフスタン共和国(以下「カザフスタン」という。)の有限責任会社に関する法令の和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部が、2009 年 1 月に同部サイト¹において公開掲載した『ウズベキスタン共和国法「有限責任会社及び補充責任会社について」の和訳(仮訳)』および『カザフスタン共和国法「有限責任会社及び補充責任会社について」の和訳(仮訳)』を、同部の許可を得て、今般までの改正を反映させて改訂したものである。

ウズベキスタンとカザフスタン両国は、1991 年まで 60 年以上、ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連邦」という。)を構成していたこと、また、1991 年のソ連邦崩壊後の法整備にモデル法を活用したことから、法制には共通点が多い。もっとも、両国は、1991 年以降、独立した別の国として発展してきており、20 年以上が経過した現在、社会経済、法制に差異が生じていることは当然である。両国には、株式会社、有限責任会社、合名会社、合資会社など様々な会社形態が存在するが、本稿では、両国で広く普及している会社形態である有限責任会社に焦点を当て、その共通点・相違点を概説する。

2. 有限責任会社法の整備過程

(1)ソ連邦における有限責任会社の出現

ウズベキスタン、カザフスタンやロシアなどソ連邦から独立した国において事業体としてよく利用されている有限責任会社は、ソ連邦末期に、中小規模の事業に適した事業体として現れた会社形態である。

ソ連邦は、1980年代に計画経済を緩和し市場経済を一部導入する試みを始め、その一環として、経済の担い手としての事業体の改革にも着手した。当初は、国家企業の独立採算性化や協同組合による私的事業活動の解禁というように、既存の事業体をベースに改革が進められた。しかし、市場経済導入を推進するには不十分で、既存の事業体とは異なる新たな事業体を考案する必要性が認識されるようになった²。結果、1990年に所有概念を拡張する法

¹ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_uzbekistan.html(最終閲覧日:2018 年 11 月 1 日)

² Mihael S. Braginskii, "Legal regulation of entrepreneurship in the Russian Federation" (1993), 1993 No 4 Review of

律、企業に関する法律、そして、株式会社および有限会社に関する規則(1990年6月19日付ソ連邦大臣会議決定第590号により承認)が採択され、ソ連邦において「株式会社」が実質的に復活し、「有限責任会社」が独立した事業形態として現れた。

有限責任会社では、社員の有限責任が前提とされた点で株式会社と相違はなかったが、当時、有価証券に関する法制が整っていなかったために、株式を発行しない事業体として有限責任会社が考案された³。有限責任会社は中小規模の事業を想定し、持分の譲渡を制限するといったように社員の人的要素が重視される点や、会社機関が株式会社より複雑ではない点など、その後ソ連邦から独立した国々における有限責任会社の特徴が含まれていた。

ロシアでは、すでに、1922年11月に承認されたロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国民法が、法律上は、事業体として株式会社のほかに、株式を発行しない会社である有限責任会社(товарищество с ограниченной ответственностью、limited liability partnership)を設けていた。しかし、この有限責任会社では、社員は、会社の債務につき、出資額を超えて、出資額の特定倍の額まで個人財産により責任を負い、現行の社員有限責任制度とは異なるものであった⁴。このような会社形態は、1991年5月に採択されたソヴィエト社会主義共和国連邦民事基本法(以下「1991年ソ連民法」という。)に、有限責任会社とは別個の会社形態である補充責任会社として盛り込まれた。1991年ソ連民法が施行するはずであった1992年1月1日を待たずにソ連邦は消滅するが、有限責任会社や補充責任会社を含む1991年ソ連民法における会社の考え方は、ソ連邦から独立した国々に引き継がれていった⁵(もともと、補充責任会社はほとんど利用されなかったために、ロシアでは2014年9月に廃止されている。)

(2) モデル民法・モデル有限責任会社法

ソ連邦の崩壊後、ソ連邦を構成していた各国で市場経済が機能しうる民事法制の整備が進められたが、その際にはモデル法が重要な役割を果たした。ソ連邦から独立した国は、短期間に市場経済に対応した民事法令を整備しなければならず、また、これらの国々の経済発展のために、各国の国内法が調和している必要があると主張され、モデル法が策定されることとなった(以下「CIS諸国向けモデル法」という。)。CIS諸国向けモデル法の策定は、CIS加盟国国会間委員会が主導し、欧州復興開発銀行や西側諸国が先行の知識・経験を提供し支援した。

CIS諸国向けモデル法の中でも、各国の市場経済の基礎構築に貢献したモデル法はモデル民法典第一部、第二部および第三部(以下「モデル民法」という。)である。当初、オランダ(CILC)が、ロシア、カザフスタン、ウクライナおよびベラルーシに対し、個別に民法典の起草を支援していたところ、CIS諸国向けモデル民法の起草支援が追加され、ドイツ(GIZ)とアメリカ(USAID)と協働で支援プロジェクトが進められた⁶。協議には、ロシアやカザフスタンを含むCIS諸国、ドイツ、オランダ等の専門家が参加し、ロシア、カザフスタン、ウクライナやベラルーシの民法案を元にモデル民法が検討され、特に、ロシアの民法案が参考にされた⁷。

モデル民事法令の構成について、民法に会社法制も含む詳細な規定を含める案も検討されたが、民法は大枠を規定するに留めて早く採択し、続いて詳細を定める個別法令を策定していくというように、段階的にモデル法を起草・承認していくこととなった⁸。市場経済化が進行している状況で、対応する基本法令を早くに整備する必要があっ

Central and East European Law 370.

³ Yuriy Maltsev and Stephen Lucas, "The development of corporate law in the former Soviet republics" (1996) No 45(2) International & Comparative Law Quarterly 379.

⁴ Rilika O. Dragneva and Thomas N. Jersild, "The Reality of Models: Reflections on the CIS Model Law on the Limited Liability Company" (2001) 2001 No 1 Review of Central and East European Law 115.

⁵ И. Грешников "Гражданский Кодекс Республики Казахстан (значение, характеристика общей части)" *Гражданское Право Общая часть* под редакцией А.Г. Диденко (Нур-пресс, 2006)

⁶ William B. Simons, "The Commonwealth of Independent States and legal reform: the harmonisation of private law" (2000) Spring 2000 Law in Transition 19.

⁷ Ferdinand J.M. Feldbrugge, "The New Civil Code of the Russian Federation" (1995) 1995 No 3/4, Review of Central and East European Law 239.

⁸ Simons (n 6) 18.

たからである。

1994年10月に、会社に関する基本規定を含むモデル民法(第一部)、ロシア民法(第一部)が、同年12月にはカザフスタン民法(総則)が採択された。ウズベキスタンは、CIS加盟国国会間委員会のメンバー国ではなかったが、ウズベキスタンにおける民法起草もドイツ(GIZ)が支援し、モデル民法に基づいて作業が進められ⁹、民法(総則)が1995年12月に採択された。1996年には、モデル民法をベースにモデル株式会社法およびモデル有限責任会社法が承認された。ロシアとカザフスタンでは、1998年に有限責任会社法が採択され(1998年2月8日付ロシア連邦連邦法第14-Φ3号、1998年4月22日付カザフスタン共和国法第220-I号)、ウズベキスタンでは、2001年に有限責任会社法が採択された(2001年12月6日付ウズベキスタン共和国法第310-II号)。

(3) 有限責任会社法制定後の改正

カザフスタンでは、2003年5月に株式会社制度が大きく変更され、新株式会社法が採択されたことに伴い、有限責任会社法制も少なからず変更された。また、その後も、登記制度の整備などに合せて改正されている。一方、ウズベキスタンでは、有限責任会社法については、全体的に大きな改正はみられない。2014年5月に新株式会社法が制定されたが、有限責任会社法制への影響は小さいといえる。

3. 現行有限責任会社法の特徴

(1) 社員数

① 最低社員数

有限責任会社の最低社員数は、カザフスタンにおいてもウズベキスタンにおいても1名である。ただし、有限責任会社が単独社員により設立される場合、当該単独社員の社員は複数であることが要請されている(ウ有法7条5項、カ有法10条1項)。つまり、一人会社による一人会社の設立は認められない。この点、ウズベキスタンでは、2015年8月の改正により、有限責任会社の単独社員が株式会社である場合、当該制限は適用されないようになった。

ソ連邦末期の有限責任会社は、株式会社同様、複数の法人・個人が、事業活動を行う目的で、出資を合わせて拠出することにより、契約に基づき設立される組織と定義され(株式会社・有限責任会社規則1項)、社員(株主)は2名以上である必要があった。モデル法起草時には、単独社員(株主)による設立を認める場合の債権者保護が検討され、単独社員の会社について特別な財産要件や監督手続を設けることも考えられたが、一人会社による一人会社の設立を認めないことで債権者を保護する策が選択された(モデル民法108条2項、モデル有法9条1項)¹⁰。ロシア法でも、モデル法同様の、単独社員による設立に対する制限(債権者保護)が設けられている(ロ有法7条2項)。

② 最高社員数

有限責任会社の社員数については、ウズベキスタンでは50名が上限だが(ウ有法7条6項)、カザフスタンの現行法では上限は定められていない。

有限責任会社は社員の人的要素を重視する閉鎖的な会社を想定していたことから、以前はカザフスタンでも社員数に上限が設定されており、30名から始まり、その後50名、100名と基準値が上げられていった。しかし、2003年の株式会社法改正の際に上限が撤廃された。2003年、株式会社の最低資本が月決算指標の5万倍(2018年10月

⁹ Шамиль М. Асъянов, “Юридические лица в Республике Узбекистан [ウズベキスタン共和国における法人]”, II, プレーメン大学「コーカサス・中央アジア諸国の民商事法」プロジェクトサイトに掲載
<<http://www.cac-civillaw.uni-bremen.de/beitraege/beitraege.ru.html>> (最終閲覧日:2016年10月9日)

¹⁰ Dragneva and Jersild (n 4) 118.

では約 32 万 7600ドル)と高額に設定され、これを満たさない株式会社が有限責任会社に形態変更できるよう、有限責任会社の社員数の制限を撤廃したものである。

(2) 会社の資産

① 定款資本

有限責任会社の最低資本金額は、ウズベキスタンにおいては設立登記申請日における法定最低賃金額の40倍相当額、2018年10月現在で約880ドルである(ウ有法14条2項)。カザフスタンにおいては、原則、設立登記申請日における月決算指標の100倍相当額、2018年10月現在で約650ドルであるが、小企業については資本金額の要件はない(カ有法23条2項)。

最低資本金額の設定については、ソ連邦の崩壊後、各国のマクロ経済が不安定であったため、特定額ではなく最低賃金額を基準とする方法がモデルとされた(モデル有法21条1項)。ロシアは、当初、最低賃金額の100倍相当額としていたが、2009年7月から1万ルーブル、2018年10月現在で約150ドルと特定金額を定めている(ロ有法14条1項)。インフレーションが激しい国では現在も特定の指標の何倍という設定方法が散見される。ウズベキスタンの法定最低賃金は不定期に見直され、直近では2018年7月15日に184,300スム(約22ドル)に改訂されている。カザフスタンの月決算指標は毎年1月1日に改訂され、2018年の月決算指標は2,405テンゲ(約6.5ドル)である。また、会社設立の妨げにならないように、最低資本金額が全般的に低く設定されている点も共通の特徴である。ウズベキスタンでは、スタートアップのさらなる支援として、2012年、最低資本金額を最低賃金額の50倍相当額から40倍相当額に引き下げ、カザフスタンでは、上述のように、2014年、小企業については最低資本金額が撤廃された。

② 準備金

準備金の設定は任意である(ウ有法27条、カ有法38条2項)。モデル法は、債権者保護のために、株式会社同様、準備金の設立を義務としたが(モデル有法32条)、ウズベキスタン、カザフスタン、そしてロシアにおいても、有限責任会社では準備金の設立は義務とはされなかった。

③ 資産の抛却

カザフスタンには、社員から、売買でもなく、出資でもなく、対価なくして、有限責任会社に資金・資産を譲渡し会社の資産を増やす制度がある(カ有法 39 条)。社員総会がかかる資産の抛却を決議すると社員は資産提供の義務を負う。資産抛却に反対した社員は、社員総会の決議次第では、資産を抛却するか、賛成する社員に持分を買い取ってもらうか選択することができる。資産の抛却は出資ではないため、定款資本金額や社員の持分割合は変わらない。定款により、当該制度を排除することも認められている。モデル法も導入している制度だが(モデル有法 34 条)、ウズベキスタンにはかかる制度はない。ロシアでは、定款で定めることにより類似制度を導入できるとされており(ロ有法 27 条)、定款が導入を認め、社員総会が資産抛却を決議した場合、反対社員も資産を抛却することとなる。

(3) 社員の責任

ウズベキスタンおよびカザフスタンの有限責任会社の社員は、有限責任の原則に従い出資額の範囲で責任を負うため、出資を履行すれば会社債権者に対し直接責任を負うことはないが、出資を履行しない間は、不履行額の範囲で会社債権者に対し連帯して責任を負う(ウ有法3条、カ有法2条)。

上記の有限責任の原則に対し、ウズベキスタンでは例外が定められている。社員の責任で会社が倒産し、債務弁

済に会社資産が不足する場合、当該社員は会社債務について連帯債務を負う(ウ有法 11 条)。ウズベキスタン民法によれば、社員の責任で会社が倒産した場合とは、定款により、社員に、会社を拘束できる指示を出す権利が与えられており、当該社員が、かかる権利を発動し違法な行為を行ったことにより、会社が倒産に至った場合と理解できる(ウ民法 48 条 4 項、5 項、6 項、67 条 4 項)。かかる有限責任の例外は、モデル民法にもモデル有限責任会社法にも定められておらず、ロシア民法で導入された考え方である(ロ民法 67.3 条 2 項、ロ有法 3 条 3 項、6 条 3 項)。1996 年モデル有限責任会社法の起草時に、倒産時の社員の責任について改めて議論がされたが、社員の責任が広がりすぎるとして、社員の倒産の責任は排除され、債権者保護のための倒産責任は執行機関構成員が負うものとされた(モデル有法 47 条 4 項)¹¹。カザフスタンでは、ロシア民法同様に民法に一般原理として子会社倒産の際の親会社責任が導入され現在も規定が残るが(カ民法 44 条 2 項、94 条 2 項)、有限責任会社法では、モデル有限責任会社法にならい、倒産時の責任を代表者などの執行機関に課している(カ有法 52 条 4 項)。

(4) 社員の地位の喪失(会社からの離脱)

有限責任会社の社員がその地位を失う状況としては、社員の人的要素が考慮され、三つの状況が想定されている。

① 持分の譲渡

第一は、他の社員・第三者への持分の譲渡である。他の社員への譲渡は自由であり、原則、残りの社員や会社の同意は要請されていない(ウ有法20条1項、カ有法29条1項)。第三者への譲渡では、他の社員または会社が先買権を有し、先買権が行使された場合、持分は第三者ではなく、他の社員や会社に譲渡される(ウ有法20条2項、3項、カ有法31条)。

② 任意退社

第二は、特別な理由もなく、会社や他の社員の同意も得ずに、社員が会社から離脱できる任意退社である。ウズベキスタンでは、法律上の社員の権利として定められているが(ウ有法8条1項5号、22条5項)、カザフスタンでは、現行法下ではかかる権利はない。

社員の任意退社権は、もともと、ロシア民法案が、持分譲渡制限がある有限責任会社における少数派社員の保護として認めていた権利であり、モデル民法にも取り入れられたものである(モデル民法114条)。しかし、退社に正当な理由を要請しない点に批判も強く、モデル有限責任会社法では採用されなかった¹²。モデル民法をならったカザフスタン民法では、有限責任会社の任意退社が規定されていたが(民法旧77条5項)、1998年3月の民法改正で削除され、1998年4月に制定されたカザフスタン有限責任会社法には組み込まれなかった。ロシアでは、民法でも有限責任会社法でも法律上の権利として定められていたが、危惧されていたとおり、任意退社の権利の濫用が問題となり、2008年、定款が認める場合に限り社員は任意に退社できるものと改正された(ロ民法94条1項1号、ロ有法26条1項)。

③ 強制退社

第三は、自身の意思に基づかずに、会社から離脱しなければならない強制退社である。

ウズベキスタンでは、単独または他の社員と合わせて10%以上の持分を有する社員が、裁判所に他の社員の強制退社(除名)を請求できる(ウ有法8条2項)。請求が認められる事由は、対象社員が深刻な義務違反を犯したことや、

¹¹ Dragneva and Jersild (n 4) 129.

¹² ibid 125.

作為・不作為により会社の活動を阻害したことである。義務の具体的な内容は、法定されていない。請求が認められた場合、会社が当該持分を買い取る(ウ有法22条5項)。

カザフスタンでは、個別の社員に他の社員を追放する請求権はなく、社員総会の特別決議により決定され、会社が裁判所に強制買取りを請求することで、特定の社員を強制的に退社させることになる。請求が認められる事由は、会社または他の社員に対する重大な損害(カ有法34条、43条2項9号)か、義務違反(カ民法82条)とされている。

モデル民法では、裁判手続ではなく、全社員持分の3分の2の賛成による社員総会決議で強制退社が認められていた(モデル民法116条)。ロシア法にウズベキスタン法と同じ規定が定められており(ロ有法10条)、ウズベキスタン法はモデル法ではなくロシア法を参照したと推測される。

(5) 会社機関

ウズベキスタンにおいても、カザフスタンにおいても、有限責任会社の必須の会社機関は、最高意思決定機関である社員総会および執行機関(単独制または合議制)である(ウ有法29条1項、3項、カ有法41条1項)。これらのほかに、執行機関による業務執行を監督する機関として監督役員会、執行機関による財務・経済活動を監督する機関として監査委員会を任意で設置することができる(ウ有法29条2項、45条、カ有法41条3項)。ただし、ウズベキスタンでは、社員が15名以上の有限責任会社では監査委員会の設置が義務となる(ウ有法45条1項)。

社員総会の決議には、ウズベキスタンとカザフスタンに相違がある。ロシア法とモデル法の相違ともいえる。前者(ウズベキスタン法、ロシア法)では、法律上、社員総会に定足数の設定はなく、決議は、出席の有無に関わらず全社員の議決権が基準となる(ウ有法34条9項、10項)。決議に、全社員の賛成、全議決権数の3分の2の賛成または過半数の賛成が要請される事項が法定されている(ウ有法16条2項、21条、34条9項、10項など)。後者(カザフスタン法、モデル法)では、定足数は全議決権数の過半数又は3分の2と定められており(カ有法47条4項)、一般的に出席社員の議決権数に基づきその過半数又は4分の3の賛成により決議される(カ有法48条2項)。カザフスタンでは、発起人総会での定款決議以外、全員一致事項は法定されていない。ウズベキスタンもカザフスタンも有限責任会社での定款自治を尊重し、議決権は持分割合に応じて与えられるが、定款により異なる割合とすることが認められ(ウ有法34条5項、カ有法42条5項)、また、定款により法定の議決要件を過重することも認められている(ウ有法34条9項、10項カ有法48条2項)。

執行機関の権限は、カザフスタンでは、法律、定款および内規により社員総会または監督役員会の権限と定められたもの以外全て(カ有法52条1項)、ウズベキスタンでは、法律および定款により社員総会または監督役員会の権限と定められたもの以外全て(ウ有法39条4項4号)とされており、その範囲は広い。

監督役員会については、ウズベキスタンにおいてもカザフスタンにおいても、その権限・決議手続については多くは法定されていないので定款で定めることになる。監督役員会の構成員の資格については、カザフスタンでは執行機関を兼務することは認められない(カ有法57条4項)。ウズベキスタンでは、当該社の執行機関の者のみならず、子会社・関連会社の経営機関や従業員も監督役員会の構成員にはなれず(ウ有法38条4項)、監督機能を果たせるよう除外範囲が広い。ロシアでは、監督役員会の構成員の4分の1までであれば、執行機関構成員が兼務することが認められ(ロ有法32条2項)、代表者(単独執行機関)が監督役員会の構成員になることも多い。2014年のロシア会社法制改正の際に、ウズベキスタンやカザフスタンのように監督役員会と執行機関を完全に分離することも検討されたが、そもそも有限責任会社では社員(所有者)と代表者(経営者)が同一である会社が多く代表者が監督役員会構成員になることの要請も強く、完全分離は見送られた。